

## 1-1 個人番号(マイナンバー)の基本知識

---

皆さんの「個人番号」は「通知カード」によって通知され、その利用はすでに始まっています。

そして、その個人番号は行政機関等に番号利用法で定められた申請や報告処理を行うために、会社に提供する義務があります。また、すでに「個人番号カード」取得している人もいます。

過去に同じような主旨の「住民基本台帳カード」がありましたが、利便性も少なく思うように普及しなかった経緯から、この新しいマイナンバー制度は国が中心となってICTの活用によって様々な行政サービスの拡大と利便性の向上を目指しています。

今後「個人番号カード」は金融等を含めて多方面でサービスが拡張されるように計画・推進されています。しかし、これらの利便性の追求は、同時に不正利用や漏えい等の大きな脅威にさらされることになり、便益だけではなく不利益をこうむることにもなりかねません。

また利用範囲の拡大は、国が個人のさまざまな情報を取得し管理することが可能になることで、国民からすれば知られたくないプライバシーを国に知られ監視されるのではないかという不安や、日本年金機構の事故等からその管理に対しても不信感があります。

そんな背景の中で、積極的な利用を促すと共に、安全性の確保を図るために「**番号利用法**」や「**改正 個人情報保護法**」が施行されています。

「番号利用法」は事業者だけではなく、行政機関に対しても、その取扱いや安全管理措置について厳しい制限を要求しています。

そして何よりも、私たち自身が「個人番号」や「番号利用法」について正しい認識を持ち、有効に利用すると同時に、安全な取り扱いを実践していかなければなりません。

そのために、まずマイナンバーの基本的な事項を確認しておきましょう。

## 個人番号(マイナンバー)の基本知識

### 【目的】

社会保険手続や源泉徴収票作成等の行政手続のために、従業員等の個人番号(マイナンバー)を個人番号関係事務実施者として利用

### 【個人番号(マイナンバー)を取り扱うための4つのルール】

#### 1) 取得・利用・提供のルール

- 個人番号の取得・利用・提供は、法令で決められた場合だけ
- それ以外では、「取れない」「使えない」「渡せない」

#### 2) 保管・廃棄のルール

- 必要がある場合だけ保管
- 必要がなくなったら廃棄

#### 3) 委託のルール

- 委託先を「しっかり監督」
- 再委託は「許諾が必要」

#### 4) 安全管理措置のルール

- 漏えいなどを起こさないために書類やデータは「しっかり管理」

### 【取得時】

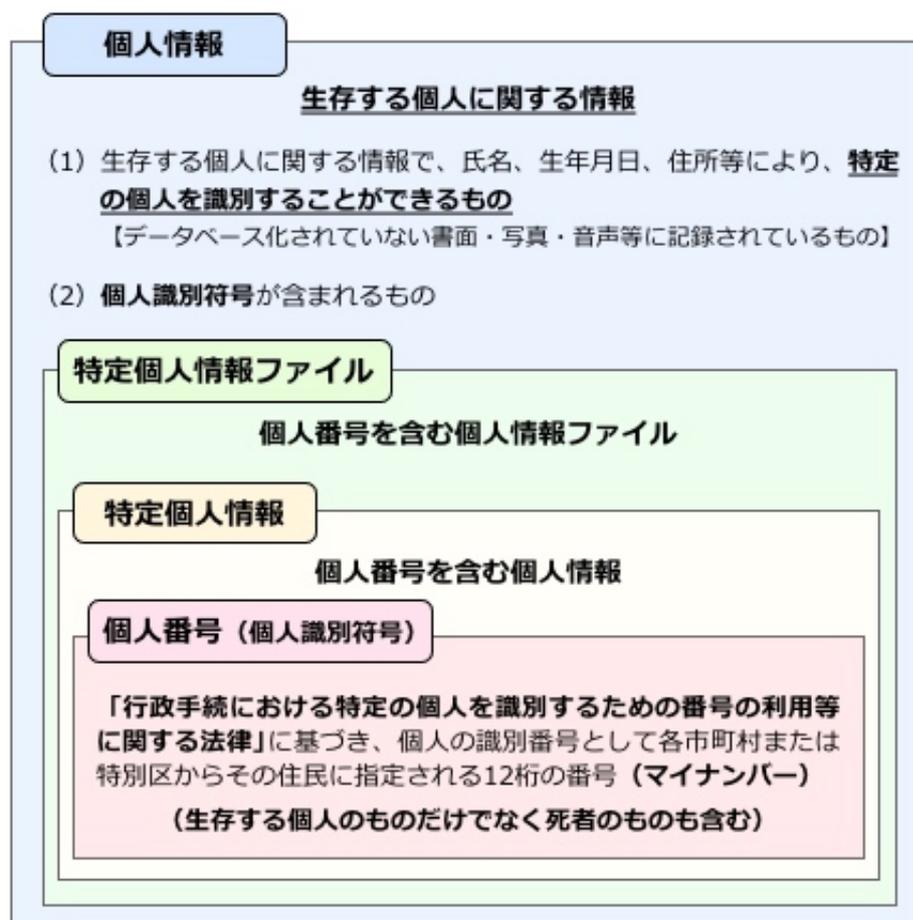
- ・個人番号(マイナンバー)を従業員等から取得する際には、本人確認が必要です
  - ① **マイナンバーが間違っていないかの確認**
    - ▶ マイナンバー記載の「通知カード」や「マイナンバーカード(個人番号カード)」で確認
  - ② **身元の確認**
    - ▶ 顔写真が付いている「マイナンバーカード(個人番号カード)」または「運転免許証」等で確認
- ・利用目的(「源泉徴収票作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」等)を伝える
- ・取扱者、取扱手順、保管場所等を定める

## 1-2 個人番号は、個人情報

12桁の個人番号は個人情報に含まれ、その中でも特に慎重な取扱いが求められる**個人識別番号**に該当します。

同様なものに、パスポート番号や運転免許証番号等がありますが、特にこの個人番号を含む情報を「**特定個人情報**」といい、さらにデータ化されたものを「**特定個人情報ファイル**」と呼びます。

漏えいして不正利用されることで、大きな被害が予想されることから、個人情報保護法の要求だけではなく、さらに番号利用法で限定された取扱いが要求されています。また、個人情報は生存者の情報を対象としていますが、**特定個人情報は死者の情報を含んでいる**ことに注意しなければなりません。



### 1-3 番号利用法とは

番号利用法は以下のような構成になっており、対象となる業務は大きく2つあります。

「個人番号」の取扱いは、(1) 行政機関・地方公共団体・独立行政法人等その他の行政事務を処理する「**個人番号利用事務**」と、(2) 事業者が個人番号利用事務に関して他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務の「**個人番号関係事務**」に分けられ、各々に義務が定められています。そして第7章では法人が各種手続きに必要な「法人番号」の利用についても定められています。

私たち一般事業者の業務では「**個人番号関係事務**」を行う上で、「特定個人情報の利用制限」「特定個人情報の安全管理措置」「特定個人情報の提供制限」等の条項がポイントとなります。

また情報を取り扱う際には、前提として「**個人情報保護法**」の規制内にあることも忘れてはなりません。

#### 番号利用法(マイナンバー)の構成

##### 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律

第1章 総則(第1条～第6条)

第2章 個人番号(第7条～第16条)

第3章 個人番号カード(第17条・第18条)

第4章 特定個人情報の提供

第1節 特定個人情報の提供の制限等(第19条・第20条)

第2節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供  
(第21条～第26条)

第5章 特定個人情報の保護

第1節 特定個人情報保護評価等(第27条～第29条の4)

第2節 行政機関個人情報保護法等の特例等(第30条～第32条の2)

第6章 特定個人情報の取扱いに関する監督等(第33条～第38条)

第7章 法人番号(第39条～第42条)

第8章 雑則(第43条～第47条)

第9章 罰則(第48条～第57条)

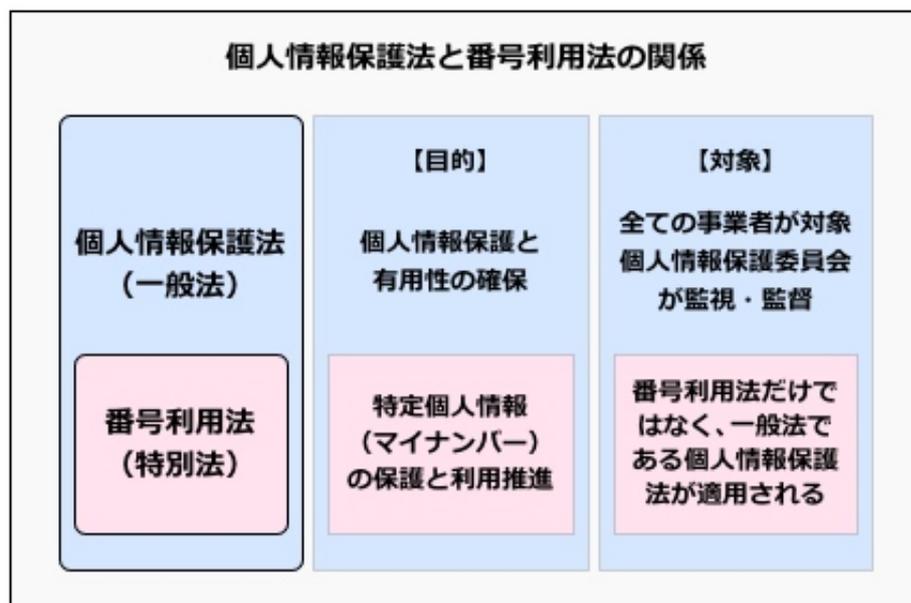
附則

## 1-4 個人情報保護法との関係

個人番号は、番号利用法で保護されます。しかし、個人情報の一部であるという位置付けから、番号利用法で定められていない部分は、個人情報保護法の定めに従って取扱う必要があります。

大枠は**個人情報保護法**（一般法）に従い、その中に個人番号を含む「特定個人情報」について、**番号利用法**（特別法）で固有の措置が定められているということになります。

従って、番号利用法を順守するためには、まず2017年5月に改正施行された個人情報保護法を理解し、対策しておく必要があります。



## 1-5 個人情報保護法との対比

番号利用法と個人情報保護法の主な違いを下表にまとめました。

保護対象、取得時の本人確認、利用制限、廃棄義務等の違いについて確認しておきましょう。

個人番号を含む特定個人情報は個人情報よりさらに慎重な取扱いを求めていることが理解できると思います。

要求されている安全管理措置(対策)はルールが煩雑にならないように、改正個人情報保護法をベースにしたものに一本化し、番号利用法特有の事項を追加するなど、理解しやすくし、業務運用が煩雑にならないようしたいものです。

	個人情報保護法	番号利用法
保護対象	生存者の個人情報	生存者 + 死者の特定個人情報
取得時	利用目的の通知・公表 (要配慮情報は本人同意)	利用目的の通知・公表 + 本人確認
利用目的の変更	関連性が合理的に認められれば可能	社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務に限定
第三者提供	本人の同意があれば可能 (記録作成・保存)	本人の同意があっても法で認められている以外は不可 (記録作成・保存)
安全管理措置	個人データの安全管理措置 従業者・委託先の監督義務	
廃棄	遅滞ない消去の努力義務	不要時、法定保存期間経過時速やかに復元できないように廃棄・削除義務